

永平寺町契約事務規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和6年11月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第24号

永平寺町契約事務規則の一部を改正する規則

永平寺町契約事務規則(平成18年永平寺町規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 入札執行者 町長の委任を受けて入札を執行する者とする。入札の場合は副町長、
随意契約の場合は契約を締結する課の課長が委任を受けるものとする。

第18条第1項、第22条第1項、第30条及び第31条中「町長」を「入札執行者」に改める。

第37条に次のただし書を加える。

ただし、第39条各号に掲げる額以下の予定価格の決定については副町長に委任することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。